

## 源実朝覚書 —青年將軍の心にさした光—

坂井孝一

はじめに

源実朝の人物像は、これまで正岡子規・斎藤茂吉・小林秀雄ら明治以降の文学者を中心<sup>(一)</sup>に作り上げられてきた。それは、鎌倉幕府を開いた源頼朝の子として武家政権の首長の地位につきながら、京都の公家文化にあこがれ、執権北条氏の圧力のために現実の政治の世界から逃避した文弱な將軍、しかし、その一方で六百首を超える自作の和歌を家集『金槐和歌集』<sup>(二)</sup>にまとめ、万葉調の雄大で個性的な秀歌を詠んだ天才的な歌人であったとみなす評価である。これは基本的に、鎌田五郎氏・樋口芳麻呂氏<sup>(三)</sup>・志村士郎氏<sup>(四)</sup>・今関敏子氏<sup>(五)</sup>ら戦後の文学研究者にも受け継がれているように思われる。

一方、近年、五味文彦氏<sup>(六)</sup>らを中心に歴史学の立場からの再評価も行われている。それは、將軍家の家政機関である政所の文書や『吾妻鏡』の記事を詳細に分析することによって、実朝が北条氏の傀儡でなかったのみならず、幕府の吏僚に支えられて政所の改革を推し進め、北条氏と対立しつつ「將軍親裁」を実現しようとした人物であったというものである。氏の論は客観的で説得力に富み、首肯すべき点が多々あると考える。このように、実朝の人物像は文学研究と歴史学研究

の間で大きな懸隔・差異が生じている。

では、こうした研究の現状をふまえたとき、実朝という人物の全体像を捉えるにはどうすればよいのか。文学研究の分野で『金槐集』所収歌の「本歌」を探り、解釈を施すという作業に力を注ぐのは当然である。ただ、その場合、先に見た明治期以来の人物評価を前提にしつつ論を展開しようとする傾向が強いように思われる。それは、『吾妻鏡』<sup>(八)</sup>などの歴史関係の史料に言及する際にも見受けられる問題である。逆に歴史学の研究では、実朝期の文書や『吾妻鏡』の分析には力を尽くすものの、『金槐集』については参考程度にいくつかの秀歌を取り上げるに過ぎないという問題点が見られる。しかし、『金槐集』の和歌や詞書は実朝本人が残した、いわば心情告白であり、本来、他人には知り得ぬ主観的な思い・心の内面を解き明かす貴重な証言<sup>(九)</sup>である。また、『吾妻鏡』などの史料は、実朝に関する客観的・第三者的な情報を提供してくれる情報源にほかならない。つまり、『金槐集』と『吾妻鏡』・文書類とは一方が主で他方が補助という関係にはないのである。

ところで、『金槐集』は、「春」部一一六首・「夏」部三八首・「秋」部一二〇首・「冬」部七八首・「賀」部一八首・「恋」部一四一首・「旅」部一四首・「雑」部一二八首の全八部六六三首から成っている。しかし、この六百首を越える大量の和歌のうち、誰もが認める秀歌はわずか二十数首に過ぎないといわれている。他の大部分は、習作の域を出ないものや、勅撰集などから機械的に本歌取りした没個性的な凡作なのである。当然、研究の対象として取り上げられる歌も限られた秀歌に集中する。とはいえ、古歌を模倣しただけのような凡作やちよつとした詞書を作る際に、実朝が意図的に手を抜いたとは思われない。結果として出来ばえはよくなかったものの、そこにも彼の内面の吐露があり、貴重な心情告白が見られるはずである。とすれば、そうした歌や詞書は、これまで注目されてこなかっただけに、実朝の人物像を浮き彫りにする新たな材料となる可能性があるであろう。そこで本稿は、著名な秀歌だけでなく凡作と評価されている歌にも積極的に考察に加え、和歌と史料の両面から実朝という人物に迫ることにしたい。

## 一 「瀬見の小川の」

『金槐集』全八部のうち、著名歌が集中しているのは「雑」部である。しかし、「賀」部の一八首中にも、これまでほとんど注目されてこなかったものの、実朝の人物像を知るうえで貴重な手がかりを与えてくれそうな歌がいくつもある。そこで本節では、「賀」部の最後に配された「祝の歌」二首のうち、とくに三六九歌を取り上げ、検討を加えてみたい。

君が代も わが代も尽きじ 石川や 瀬見の小川の 絶えじとおもへば (三六九歌)

これは、「石川や瀬見の小川」という賀茂川を意味する句を用いているところから、『新古今和歌集』「神祇」部所収の

石川や 瀬見の小川の 清ければ 月も流れを 尋ねてぞすむ

という鴨長明の歌をふまえた歌とされている。実朝は、元久二年(一一〇五)、内藤知親を通じて、完成したばかりの『新古今』を入手して以来、これを熟読吟味し、詠作に励んできた。実際、実朝の歌には、藤原定家・藤原良経・藤原家隆・式子内親王・後鳥羽院ら新古今時代の代表的な歌人の歌に依拠したと思われる歌が非常に多い。万葉調の歌をはるかに凌ぐ数である。先掲の鴨長明の歌も『新古今』所収歌であった。ただ、『金槐集』全六六三首の中で、明らかに長明の歌をもとにしたといえるのはこの一首だけである。長明の歌は『新古今』に十首入集しており、中には藤原俊成に「殊によろし」<sup>(一三)</sup>「もつともよろし」と評された歌もある。なぜ実朝は鴨長明という歌人に、しかも「瀬見の小川」の歌に目をつけたのであろうか。

参考になるのは、次に示す『吾妻鏡』建暦元年(一一二一)十月十三日条である。

鴨社氏人菊大夫長明入道通法名、依三雅経朝臣之一挙、此間下向、奉レ謁、將軍家、及二度々一云々、而今日当三于幕下將軍御忌日、參三法花堂、念誦三読経之間、懷旧之涙頻相催、註二一首和歌於堂柱一

草木木モ 靡シ秋ノ 霜消テ 空キ苔ヲ 払ウ山風

これによれば、長明は建暦元年の十月頃、「雅経朝臣」すなわち飛鳥井雅経の推挙を得て鎌倉に下向し、実朝に謁見するとたびたびに及んだらしい。さらに、頼朝ゆかりの「法花堂」に参つて念誦読経した際には、「懐旧之涙」を催して堂の柱に和歌を書き付けたという。そのころの長明は、一族の祐兼によつて賀茂神社の禰宜になる夢を絶たれ、後鳥羽院の和歌所寄人という地位をも投げ捨てて出家し、京都郊外の日野に隠棲(二四)していた。その長明を実朝に推挙したのが、和歌所の寄人時代から親交のあつた歌人で、鎌倉とのつながりもあつた飛鳥井雅経であつた。雅経は和歌を通じて長明と実朝を結びつけ、長明に新たな道を用意しようと骨を折つたのかもしれない。ともかく、長明と実朝との会話の中で和歌が話題にのぼつたことは疑いない。「瀬見の小川」の歌についても長明の口から語られた可能性は十分にある。といふのは、『無名抄』(二五)に「せみのをがはの事」という一段を設けているほど、長明はこの歌を思い出深い大切な歌とみなしていたからである。それによれば、「石川や瀬見の小川」があまりに聞き慣れない句であつたため、最初のうちは人々の理解を得ることができなかったが、顕昭に対して、これが賀茂川を指す句であることを賀茂神社の縁起を根拠に説明すると、歌の評価が一変し、やがて『新古今』に撰ばれるまでになつたという。長明はこの歌が『新古今』に入集したことについて「生死の余執ともなるばかり嬉しく侍るなり」と書き記し、その喜びをかみしめている。

『無名抄』の成立時期については諸説あり、いまだに確定していない。しかし、最も早くとも承元三〜四年頃（一二〇九〜一二一〇）、次いで承元の末〜建暦の初め頃である。とすれば、長明に会うより以前に実朝が『無名抄』のこの記事を目にしたということはずまない。また、長明から句の説明を受けた顕昭が、『六百番歌合』で「いし川や せみのをがはに いぐしたて ねぎしあふせは 神にまかせつ」といふ歌を詠み、藤原隆信も『千五百番歌合』で「石河や 瀬見の小川の ながれにも 逢瀬ありやと 禊をぞする」と詠んでいるが、いずれも「負」と判じられており、この顕昭や隆信の歌を実朝が参考にしたとするととも考えにくい。とすれば、実朝が三六九歌に「石川や瀬見の小川」といふ句を用いたのは、長

明本人から直接この歌の話を聞いて興味を覚えたからと考えるのが最も妥当であろう。

また、先の『吾妻鏡』の記事では、頼朝ゆかりの法華堂に参拝した長明が懐旧の思いに涙し、頼朝を偲ぶ歌を堂の柱に書き付けたということであった。顕昭が「石川や」の歌を詠出した『六百番歌合』は建久四年（一一九三）の開催であるから、長明が「瀬見の小川」の歌を詠んだのはそれ以前、恐らくは三十代の頃のことであろう。それはまさに、頼朝が平氏や奥州藤原氏を倒し、上洛を果たして右近衛大将・権大納言に任じられた時期であった。その頼朝の法華堂で、今は夢破れて出家の身となった長明が懐旧の涙を催したのである。彼の心の中に、頼朝が覇権を握った時代、つまり自らの三十代の日々が鮮やかによみがえったのではないか。こうしたことも、実朝との会話の中で「瀬見の小川」の歌が長明の口端にのぼった可能性があることの傍証となろう。

一方、実朝の側からしてみれば、出家遁世の身となったとはいえ、長明は後鳥羽院の和歌所の寄人を勤めた経歴の持ち主であり、十首もの歌が『新古今』に撰ばれた歌人である。上洛の経験がなく、院はもちろん、和歌の師である定家にも会ったことのない実朝にとって、そうした長明との対面はやはり興味をそそるものだったに違いない。それはあるいは、頼朝が西行の謁見を受けたことにも比すべき体験だったかもしれない。『吾妻鏡』は、東大寺復興の勧進のため奥州へ下る途中、鎌倉に立ち寄り、鶴岡八幡宮に参拝していた西行を頼朝が御所に招き入れ、「歌道并弓馬事」について尋ねたという話を載せている。西行は「詠歌者、対花月「動感之折節、僅作「卅一字」許也」と答え、また藤原秀郷以来「九代嫡家相承兵法」を伝える家柄の武士として、「弓馬事」についても詳しく語ったという。亡父をことのほか崇拜し、完成直後の『新古今』を急いで手に入れたのも入集した父の歌を見たいがためであったという実朝が、その父と希代の歌人西行との邂逅の話を知らないはずはない。実朝はありし日の父頼朝と西行に思いをよせつつ、自らも長明に「歌道」のことを尋ね、和歌の話題に興じたのではなかったか。そして、その喜ばしい思いが詠作の動機となったということは十分にあり得ることである。

ところで、『吾妻鏡』によれば、長明が実朝に拜謁してから一週間ほど経った十月廿日、勅勘を蒙っていた御台所の兄坊門忠信(一九)が後鳥羽院から勅許されたこと、しかも九月八日の除目では、忠信が勅勘の身でありながら左衛門督に補任されるという異例の人事があったことなどを、京都から帰参した内藤盛時(二〇)が報告したという。御台所の兄の勅勘については、実朝も心を痛めていたに違いない。とすれば、勅許という朗報に接した実朝が、祝賀の歌を詠作したいとの思いを抱いたとしても不思議ではない。以上のことを総合すると、「祝の歌」である三六九歌が詠まれたのは、実朝が長明の拜謁を受け、坊門忠信の勅許の報せを聞いた建暦元年の十月下旬、もしくはそれからさほど時を経ぬ頃だったと考えることができよう。

## 二 少年から青年へ

では、その当時、実朝は幕府内でのどのような活動をし、どのような位置づけを築いていたのであろうか。『吾妻鏡』には注目すべき記事がある。建暦元年（一一二一）七月四日条と十一月廿日条である。前者は「將軍家令」読——合旨貞観政要——給、すなわち実朝が帝王学の教科書として重視されていた唐の太宗と群臣との問答録『貞観政要』を学び始めたことを示す記事である。また、後者には「將軍家貞観政要談義、今日被<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>其篇」とあり、四ヶ月半ほどの時間をかけてこれを学び終えたことがわかる。つまり、鴨長明に面会した頃、実朝は『貞観政要』を読み進め、帝王学や政治について積極的に学んでいた最中であつたということになる。

すでに五味文彦氏が明らかにしているように、実朝は政治から目をそむけていたわけでも、北条氏の傀儡でもなかった。確かに、まだ十三・四歳の少年であつた元久年間の頃までは、幕政の実権は北条時政が、そして元久二年（一一〇五）、牧氏事件によって時政が失脚してからは北条政子・義時の姉弟が握っていたと考えられる。それは、元久二年までは時政署

判の関東下知状が幕府発給文書を中心であったこと、元久二年七月の勲功賞が「將軍家御幼稚」のため「尼御台所」政子の「御計」によって行われたとされていること、同年八月、謀叛の嫌疑をかけられた宇都宮頼綱が、自らの潔白を主張する弁明書を実朝に対してではなく義時に提出していることなどからもわかる。

しかし、思春期を迎えた少年の成長ははやい。十八歳の青年となった承元三年（一二〇九）の頃から、実朝の御家人への対し方や幕政への関わり方に変化が見られるようになる。それは『吾妻鏡』の記述の上にも表れている。たとえば、承元三年三月一日条である。この日、高野山大塔料所備後国大田庄の年貢対捍問題をめぐって、幕府に訴え出た寺家の使者と地頭三善康信の代官が、実朝の「御前近々」であるにもかかわらず口論に及び、兩人共に追い立てられるという珍事が起きた。これに対し実朝は、「暫可<sub>レ</sub>閣之旨、直被<sub>レ</sub>仰下」、すなわち暫くの間この審理を中断するとの命令を「直」に下したという。ここでは「御前近々」「直被<sub>レ</sub>仰下」という表現が注目に値する。前者はこの訴訟が將軍実朝の親裁であったことを、後者は実朝自らが決定を下したことを示しているからである。「御前」「直」という表現は、これ以前には、実朝が將軍となった翌年、元久元年（一二〇四）七月廿六日条の安芸国壬生庄地頭職に関する訴訟の記事などに見える。そこでは「於<sub>レ</sub>御前被<sub>レ</sub>一決」、遠州并広元朝臣等被<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>御前、是將軍家直令<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>断政道給之始也」と記され、この訴訟が実朝の「御前」における審理であり、わずか十三歳の少年が「直」に政道を聴断したことになっている。しかし、その場には「遠州」北条時政と大江「広元朝臣」らが祇候しており、実朝の親裁が形式だけのものであったことは明白である。一方、承元三年の記事では広元の名も義時の名も見えず、「御前」「直」という表現は実体を伴うものであったと解釈できる。しかも、この訴訟の一方の当事者は幕府の重臣三善康信である。にもかかわらず、毅然として審理中断の決定を下したわけであるから、実朝の行動には將軍としての權威を意識し、將軍親裁を実現しようとする強い意志をうかがうことができる。

類似の記述は三ヵ月半ほど経った六月十三日条にも見られる。この日、土屋宗遠が侍所別当和田義盛を通じて実朝に

「歎状」を捧げてきた。実は前月の廿八日、宗遠はかねてからの宿意によって梶原家茂を殺害するという事件を起こしていた。ただ、宗遠はすぐに御所に参じて自ら太刀を進上し、義盛のもとに召し預けの身となっていた。宗遠の歎状は、自分が頼朝の頃から勤厚を尽くしてきたこと、逆に家茂は「謀叛人景時孫子」であることなどを挙げたうえ、自ら武装を解いたのに拘禁されるのは名誉を損なうものだとする内容であった。実朝は「直覧」之じ、「状之趣、無其理」としつつも、歎状が提出された十三日が頼朝の忌日であることに鑑みて宗遠を厚免したのであった。この件にも義時や広元は関わっておらず、実朝が「直」に歎状を讀んで決断を下している。

ただし、このときの実朝の決断は、宗遠の主張を道理無しとして退けながら、頼朝の忌日を理由に赦免するという、やや不可解なものである。土屋氏と親密な関係にあった、頼朝時代からの重臣和田義盛の口添えがあった可能性も否定できない。とはいえ、この種の口添えや弁護・擁護は、当時の御家人社会にあつては頻繁に見られることである。歎状を「直」に御覧した実朝が、総合的に判断して最終決断を下したという点は動かないであろう。というのは、重臣である義盛の要求を実朝が最後まで受け入れなかったという出来事が、やはりこの承元三年に起きているからである。その要求とは、自分を「上総国司」に推挙してほしいというものであった。義盛は五月十二日に内々に、次いで廿三日には正式に「歎状」を広元に託してその旨を実朝に伝えてきた。五月廿三日条の記述によれば、これは義盛にとつて「一生余執只為此一事」というほどの重大事であった。実朝は母政子と協議し、「故 將軍御時、於 侍受領者可 停止之由、其沙汰訖」という亡父頼朝の政策を確認すると、その後は「暫可 奉 待左右」と伝えるだけで、あえてこれを許容しなかった。そのため、最終的には義盛の方が要求を取り下げざるを得なくなったのである。

義盛に対してだけではない。北条義時の要求に対しても、実朝は断固とした態度をとっている。同じく承元三年の十一月十四日条によれば、義時は自分の「年来郎従」のうち功ある者を「可 准 侍之旨、可 被 仰下」、つまり侍に準ずるよう実朝から命じて欲しいと要求してきたのである。しかし、これに対して実朝は次のように応じている。



於被<sub>レ</sub>聽<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>者、如<sub>レ</sub>然<sub>二</sub>之輩<sub>一</sub>及<sub>二</sub>子孫<sub>一</sub>之時、定忘<sub>二</sub>以往由緒<sub>一</sub>、誤企<sub>二</sub>幕府參昇<sub>一</sub>歟、可<sub>レ</sub>招<sub>二</sub>後難<sub>一</sub>之因縁也、永不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御免<sub>一</sub>之趣、嚴密被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>云々

すなわち、今これを許してしまえば、後年、そうした連中の子孫がかつての由緒を忘れ、侍と同等な立場で幕府參昇を企て、秩序混乱の原因となるであろう、義時の出したこのような要求はこれ以後も永く認めるわけにはいかないと、断固たる姿勢を示したのである。とくに「永不<sub>レ</sub>可有<sub>二</sub>御免<sub>一</sub>」「嚴密被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>」という部分に、御家人たちに君臨する將軍として、身分秩序を崩すまいとする実朝の強い意志を読み取ることができる。

このように、少年から青年へと成長した実朝は精神的にも現実の政治のうえでも自立をめざし、「直」に裁許を下す將軍として御家人たちに接するようになったといえる。本節冒頭に見たように、建暦元年の七月から十一月にかけて帝王学の教科書である『貞觀政要』を学んだというのも、二十歳になった青年將軍実朝が、自らが將軍であること、將軍として政治に携わるべきことを明確に意識するようになってきた証であろう。

### 三 青年將軍の諸政策

政治に対する將軍としての自覚は、実朝が命じた諸政策の内容からも読み取れる。『吾妻鏡』に見える承元年間後半から建暦年間前半にかけての、つまり実朝十九歳から二十一歳にかけての幕政に関する記事を挙げてみたい。

#### ① 承元四年（一一一〇）八月九日条

神社仏寺領興行事思食立、有<sub>二</sub>不慮顛倒事<sub>一</sub>否可<sub>二</sub>尋注進<sub>一</sub>之旨、今日被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>御書於守護人等<sub>一</sub>云々

#### ② 承元四年十月十三日条

諸國御牧事可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>興行<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>相<sub>二</sub>觸守護・地頭等<sub>一</sub>之旨、今日被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>

③ 建暦元年（一一二一）六月廿六日条

海道可<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>立新宿事、度々雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>遵行之由<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其聞<sub>一</sub>、今日重被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>守護・地頭等<sub>一</sub>云々

④ 建暦二年（一一二二）二月十九日条

京都大番懈緩国々事、就<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>聞<sub>一</sub>召之、今日有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>向後者<sub>一</sub>、一ヶ月無<sub>レ</sub>故令<sub>二</sub>不參者<sub>一</sub>、三ヶ月可<sub>レ</sub>勤加<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>諸国守護人等<sub>一</sub>、義盛・義村・盛時奉<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>

⑤ 建暦二年八月十九日条

可<sub>レ</sub>禁<sub>二</sub>斷鷹狩<sub>一</sub>由、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>守護・地頭等<sub>一</sub>、但<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>信濃国諏方大明神御贄鷹者<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>免之由云々

①は神社仏寺の興行令であり、不慮の顛倒があるか否かを調査して注進するよう、守護に「御書」を下して命じたものである。「思食立」や「御書」を下さるといふ文言から、この政策が実朝の発案であり、これを積極的に推し進めようとしたのが実朝にはかならなかつたことがわかる。②は諸国の「御牧」を興行するよう守護・地頭に命じたものである。交通・軍事の手段としてだけでなく、將軍から御家人への下賜物、朝廷への献上物、寺社への奉納物としても重要な馬の育成・確保に力を入れた政策である。③は海道に新たな「宿」を建立するよう守護・地頭に命じたものである。ちょうど一年前の承元四年六月、実朝の御台所の女房「丹後局」が京都から東海道を下向する途中、駿河国の宇都山で群盗に襲われるという事件<sup>二七</sup>が起きた。実朝はただちに「駿河国以西海道駅家等結番・夜行番衆、殊可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>旅人警固<sub>一</sub>」と命じ、東海道をはじめ駿河以西の海道の安全確保<sup>二八</sup>に努めた。ところが、③に「度々雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>遵行<sub>一</sub>」とあるように、実際には交通路の安全確保や通行者の便宜を図る「宿」の設置が実行に移されていなかつたのである。そこで、実朝は「今日重被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>、つまり再度、強く命令内容の実施を指示したわけである。④は京都大番役が滞りがちであるという事態を受け、正当な理由なく大番を忌避した御家人には三ヶ月の大番期間の延長を科すという罰則を定めて、大番催促の厳格な実施を諸国の守護に命じたものである。「京都大番懈緩国々」について「被<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>聞<sub>一</sub>召之」とあるところから、実朝が京都大番

の実施状況に関心を持ち、緩みがちになつてゐる現状を憂慮してゐることがわかる。⑤は諸国における鷹狩を禁じたものである。ただし、信濃国諏訪社の「御誓鷹」、すなわち狩獵神事に用ゐる鷹については例外としてゐる点に東国の為政者としての配慮が表れてゐる。

以上の①～⑤は、いずれも各国の「守護人等」「守護・地頭等」に下した命令であり、これらの政策が広範な地域を対象とした政策であつたことがわかる。また、①のように神社の興行を図り、神仏の威光を高めるといふのは、国土安泰・五穀豊穡の実現につながるものであり、為政者がなすべき責務であつた。同じく為政者がなすべき政策として、交通手段の安定供給や交通路の整備・安全確保があるが、②・③はまさにそうした交通政策の一環である。中でも東海道は鎌倉と京都を結ぶ最も重要な交通路であり、その整備に努めるのは、京都の朝廷を重視する実朝の意識や立場を如実に示したものにほかならない。それをさらに明確に示しているのが、④に見える「京都大番」の厳格な実施である。通常の場合、奉行は一名、多くても二名であるが、和田義盛・三浦義村・平盛時の三名に奉行を分担させてゐる点からもその嚴重さがわかる。

実は、同じ頃、実朝は大倉の將軍御所から朝比奈切通しへ向かう六浦道沿いに寺院を建立する計画を立て、四月十八日に立柱上棟の儀を行つてゐる。建保二年（一一二四）に完成をみた大慈寺<sup>(三〇)</sup>である。その建立の事情について、『吾妻鏡』は「為被報<sup>(二九)</sup>君恩・父徳」、すなわち実朝が「君」後鳥羽院の「恩」と、「父」頼朝の「徳」に報いるためであつたと記してゐる。実朝が、為政者として常々模範にしてゐる亡父頼朝と並んで、後鳥羽院という帝王を強く意識してゐたということである。そうした意識は、⑤の鷹狩禁断令からもうかがうことができる。鷹狩の禁制は、古来、帝王たる天皇・治天の君が行つてきた施策である。しかし、『吾妻鏡』によれば、頼朝も建久六年（一一九五）、「可停<sup>(三一)</sup>止鷹狩之旨、被<sup>(三二)</sup>仰<sup>(三三)</sup>諸国御家人、於<sup>(三四)</sup>違<sup>(三五)</sup>犯嚴制之輩者、可<sup>(三六)</sup>有<sup>(三七)</sup>其科、但神社供稅贄鷹事者非<sup>(三八)</sup>制之限」といふ鷹狩禁断令を出してゐる。よく知られてゐるように、建久年間には、頼朝が都の天皇・治天の君という伝統的な王権に対し、東国にあつて全国の軍事

を統括する唯一の権門、すなわち「東国の王権」を確立した時期であった。したがって、頼朝のこの鷹狩禁断令は「東国の王」として発したものだだったわけである。とすれば、実朝の鷹狩禁断令も、後鳥羽院という「都の王」、頼朝という「東国の王」、この二人の「王」をみならった施策であったと位置づけることができよう。

以上、政策の面から、二十歳前後の実朝の政治に対する意識を読み取ることができたと考える。それは、御家人たちの上に君臨する鎌倉幕府の將軍というだけでなく、神仏の威光を高め国家を安泰に導く為政者、交通・流通を掌握して広範な地域を支配する統治者、伝統的な「都の王」にも比肩すべき「東国の王」としての自覚であった。

#### 四 「わが代も尽きじ」

再び『金槐集』『賀』部所収の三六九歌に話を戻そう。この歌は、第一節で考察したように、建暦元年十月下旬の頃、二十歳になった実朝が鴨長明の拜調を受けて「瀬見の小川」の話を聞いたこと、さらに御台所の兄坊門忠信が後鳥羽院から勅許されたことを知り、祝賀の思いを抱いたことなどが契機となって詠作された歌であった。また、当時の実朝は、自分が御家人たちの上に君臨する將軍であり、「東国の王」であると明確に意識するようになっていたことが、第二節・第三節の考察で明らかになった。これらのことを前提に、あらためて三六九歌を読み直してみよう。すると、この歌にきわめて興味深い特異な表現が用いられていることに気がつくのではないか。それは「君が代も」という初句に続く二句の「わが代も尽きじ」という表現である。

無論、「わがよ」という歌語自体はさして珍しいものではない。たとえば『古今』には「いざここに わが世は経なむ菅原や 伏見の里の 荒れまくも惜し」(「雑歌」部九八一歌)という読人しらずの歌が見える。また、『新古今』には権律師隆聖の詠んだ「朝ごとの あか井の水に 年暮れて わが世のほどの 汲まれぬるかな」(「冬歌」部七〇〇歌)という

歌が収められている。しかし、これらの場合の「わがよ」は自分の人生・余生というほどの意味であり、「君が代」と並立させて用いるような語ではない。他の勅撰集・歌合・家集類などにおいても、多くは「わがよ」に「わが世」という漢字を充てて、個人的な自分の人生という意味で用いている。実朝の三六九歌のように、「わが代」を「君が代」と並立させた例は、中皇命が詠んだ『万葉集』<sup>(三三)</sup>の歌「君が代もわが代も知るや岩代の岡の草根をいざ結びてな」(巻第一、一〇歌)ぐらいである。三六九歌の「わが代も尽きじ」がいかに特異な例であるか理解できよう。しかも、実朝の場合、三六九歌に続くもう一首の「祝の歌」、「賀」部の最後に置かれた三七〇歌でも同様の表現を用いているのである。

では次に、その三七〇歌について検討してみよう。

朝にありて わが代は尽きじ 天の戸や 出づる月日の 照らむかぎりは (三七〇歌)

初句の「朝にありて」とは朝廷にあつての意であり、「朝」の縁語である「日」を効果的に用いた三句・四句「天の戸や 出づる月日」は、天の岩戸を出た天照大神の子孫たる天皇、この場合は治天の君たる後鳥羽院を指している。そして、その月日が「照らむかぎりは」すなわち院の御代・寿命が続く限りは、「わが代は尽きじ」つまり自分の寿命は尽きるころとあるまいと高らかに詠った歌である。

ところで、この歌は藤原俊成が詠んだ『新古今』所収の次の歌をふまえていると考えられる。

君が代は 千代ともささじ 天の戸や 出づる月日の 限りなければ (『新古今』「賀歌」部七三八歌)

実朝はこの俊成歌の「天の戸や 出づる月日の」という表現を三・四句にそのまま取り込み、「ささじ」で切れる俊成歌と同じく、「尽きじ」という文句で二句切れにし、「限りなければ」と同様、「照らむかぎりは」という倒置法で歌を締めくくっている。なお、ほかに『千載和歌集』<sup>(三三)</sup>所収の藤原伊通の歌

君が代は あまのかご山 出づる日の 照らんかぎりは つきじとぞ思ふ (『千載集』「賀」部六〇九歌)

を参考歌として挙げてよいであろう。とくに、三七〇歌の二句の「尽きじ」、五句の「照らむ限りは」は伊通の歌の四

句・五句から取ったとも考えられる。

このように、三七〇歌は俊成の歌、部分的には伊通の歌をふまえて詠われた歌であるといえる。ただ、歌の構造・構成という点でいえば、三六九歌もこれらにきわめて近いものがある。たとえば、本歌とした鴨長明の「石川や瀬見の小川の」を三・四句にそのまま用いている点、「石川や」のように、三句を「∴の」を意味する「や」で終わる形になっている点、「尽きじ」で二句切れにしている点、「絶えじとおもへば」という倒置法によって歌を締めくくっている点が同じである。要するに、三六九歌も三七〇歌と同様、俊成の歌の構造を土台に据えた歌であり、両歌はまさに対をなす二首なのである。

とはいえ、違いもある。まず、独特の「音」の扱いである。『金槐集』「雑」部所収の著名な歌「時により 過ぐれば民の嘆きなり 八大龍王 雨やめたまへ」(六一九歌)について考察した渡部泰明氏は、この歌が「止雨の修法」に見られる「唱え言」までも取り込み、「音や声に触発されて」作られた側面を持つことを指摘し、実朝が「異様なまでに音に敏感な言語感覚」を持ち合わせた歌人であったと論じている。確かに、氏が論中に引用した「あだ人の あだにある身のあだごとを けふみな月の 祓へすつといふ」(五五四歌)、「大日の 種子たねこより出でて 三摩耶形さんまぎやう さまやぎやう また尊形たうぎやうとなる」(六一七歌)なども、執拗に「あだ」や「さまやぎやう」「ぎやう」といった音を繰り返すことによって、独特のリズム感を生み出している。

氏が言及した歌の多くは「雑」部所収の著名歌であるが、こうした視点で見直すと、他の部にも実朝独自の音・リズムを持った歌がいくつも見出せる。「賀」部所収の三六九歌はその典型であろう。三七〇歌とともに、音の特徴を示してみよう。

君が代も わが代も尽きじ 石川や 瀬見の小川の 絶えじとおもへば (三六九歌)

朝にありて わが代は尽きじ 天の戸や 出づる月日の 照らむかぎりは (三七〇歌)

まず、三六九歌の場合、「君が代も わが代も」という一・二句で「ガ・ヨ・モ」の音を畳み掛けてリズムを作り、「石川や 瀬見の小川の」の三・四句では「カワ（ガワ）」を重ね、さらに二句の「尽きじ」の「ジ」と五句の「絶えじ」の「ジ」を呼応させて、上の句・下の句を音によって結び付けていることがわかる。音に対するこの細かい配慮によって、三六九歌は鴨長明の歌をふまえながらも、実朝独自の歌の境地に達している。

これに対し三七〇歌には、三六九歌ほど音に対するこだわりは見られない。二句を「わが代も」ではなく「わが代は」、つまり「も」を「は」に替えて、五句の「かぎりは」の「は」に対応させているぐらいである。しかし、三七〇歌が「わが代も」の「も」を「は」に置きかえたというのは、単なる音の違いという以上に大きな意味を持っていると考える。なぜなら、俊成の歌が「君が代は」「限りなければ」として、「君」の御代の永久の繁栄を祝い、伊通の歌も「君が代は」「尽きじとぞ思ふ」と詠んで、永遠の繁栄を寿ぐ対象を「君」に特定していたのに対し、実朝の三七〇歌では、永遠に尽きることはあるまいとする対象は「わが代」であり、「君」の御代については「照らむかぎりは」すなわち後鳥羽院という月日が照らしているかぎりはとするだけで、少なくとも言葉の表面から後退させているからである。つまり三七〇歌は、大胆にも実朝が「わが代」の繁栄を自ら寿いだ歌だったと考えられるのである。この点が三六九歌と大きく異なる点で、あり、歌意の上では三七〇歌は、「君が代」と「わが代」を並立させた三六九歌を自らの治世・自らの寿命に引き付けて発展させ、深化させたものといえる。ここに、鎌倉幕府の頂点に立つ「將軍」であり、「都の王」にも比肩する「東国の王」であることを自覚した実朝の、光かがやくばかりの自負に満ちた心情告白を認めることができるであろう。実朝が三七〇歌を「賀」部の最後を飾る一首に配したのも、まさにそれゆえではなかったか。

それにしても、「わが代」を「君が代」と対置させ、「わが代は尽きじ」と詠い上げるとするのは、かなり思い切った大胆な詠いぶりといわざるを得ない。確かに、先に挙げた『万葉集』の中皇命の歌も、「君が代」と「わが代」を並立させていた。建暦三年（一一一三）十一月、定家より「相伝私本万葉集一部」の贈呈を受ける以前から、<sup>(三五)</sup>実朝が何らかの形で

『万葉集』の歌を学んでいたことは疑いない。恐らくはこの歌をふまえての詠作だったのであろう。しかし、中皇命は皇族である。そうではない実朝が「わが代は尽きじ」と詠うのには、さすがに遠慮もあったのではないか。『金槐集』六六三首中、「わが代」を詠いこんだ歌が「賀」部のこの二首だけであるのは、そうしたことによるのかもしれない。

さらにまた、実朝が詠う「君」は、即位して三十年近くの歳月を経た堂々たる「治天の君」後鳥羽院である。まだ二十歳の青年將軍実朝とでは「王」としての能力・風格・実績、何をとも比較にならない。実朝自身もそれはよく理解していたはずである。しかし、逆に、そうであるからこそ、実朝にとつて後鳥羽院は祝い寿ぐべき存在であるのみならず、「王」として傲うべき存在、少しでも近づきたいと願う存在であったと考えられる。『金槐集』全八部の最後を締めくくる一首「山は裂け海は浅せなむ世なりとも君にふた心わがあらめやも」(六六三歌)という著名歌も、したがって、ただ後鳥羽院に畏敬と忠誠の念を示そうとした、あるいは自ら院の近臣になろうとしたというだけにとどまらない、実朝の熱く複雑な思いを念頭に置きつつ解釈を加えなければならぬのではないだろうか。

### おわりに

以上、『金槐集』「賀」部所収の、これまで凡作と評価され、注目されてこなかった三六九歌・三七〇歌を素材に、また『吾妻鏡』などの歴史学の史料を用いて、少年から青年將軍へと成長した実朝の人物像について考察してみた。そして、実朝の政治への取り組みを、史料という客観的な情報から分析するとともに、それに呼応するような主観的心情、本来、他人は知り得ぬ心の内面を、和歌という実朝本人の証言から解き明かしてみた。その結果、少なくとも二十歳前後の一期に、実朝は「將軍」としての、また「東国の王」としての自覚と自負の光に満ちていたということが明らかになったと考える。



ただ、光あるところには影がある。十三歳で坊門信清の娘を御台所に迎えてから七年ほどの歳月が経ち、母政子をはじめ、御家人たちの多くが世継の誕生を待ち望むようになっていた。ところが、実朝と御台所との間には、男児はもちろん女兒誕生の気配すらもない。人々の期待は実朝の心に重くのしかかり、暗い影を落としたことである。また、政治の世界でも、「都の王」後鳥羽院に倣い、「東国の王」として將軍親裁を実現しようとする実朝は、北条義時・大江広元を中心とする勢力との間に軋轢を生んでいく。さらにまた、御家人同士、武士団同士の利害対立が、実朝のあざかり知らぬところで先鋭化の一途をたどっていた。こうした情勢は徐々に深刻さを増し、やがて大きな荒波となって実朝を襲うことになる。建暦三年（一一一三）五月、実朝の生涯のうちで最大規模の武力抗争である「和田合戦」が勃発するのである。丸二日にわたる激闘のすえ、実朝を擁する義時らの幕府軍は、かろうじて和田義盛らの軍勢を制圧する。しかし、旧知の御家人たちが敵・味方に分かれて血で血を洗う殺戮を繰り返して、將軍御所も焼け払われた激しい戦闘は、必ずや実朝の心に深い傷を残したであろう。『金槐集』が編まれたのがその年の暮れであるというのは、単なる偶然ではないように思われる。実朝を家集の編纂に突き動かした何かがあったのではないか。

要するに、実朝という人物を理解するためには、本稿で明らかにした光の部分だけではなく、こうした影の部分・闇の部分にも深く分け入っていかなくてはならないのである。本稿は、いつの日か実朝という人物の全体像を明らかにするための、いわばひとつの覚書にすぎない。

## 注

- (一) 正岡子規「歌よみに与ふる書」(一八九八年執筆、『歌よみに与ふる書』岩波書店、一九五五年)、齋藤茂吉「源實朝」(『金槐集研究』など(『齋藤茂吉全集』第十九卷、岩波書店、一九七三年)、小林秀雄「実朝」(『小林秀雄全作品』一四、新潮社、二〇〇三年)など)

- (一) 樋口芳麻呂氏校注『新潮日本古典集成 金槐和歌集』(新潮社、二〇〇四年)を用いる。これは「藤原定家所伝本」もしくは「建暦三年本」と呼ばれるテキストを底本としたものである。また、以下では『金槐集』と略称する。
- (二) 鎌田五郎氏『源実朝の作家論的研究』(風間書房、一九七四年)
- (三) 樋口芳麻呂氏「解説―無垢な詩魂の遺書」(前注(二)解説)
- (四) 志村士郎氏『金槐和歌集とその周辺―東国文芸成立の基盤』(桜楓社、一九八〇年)、同氏『実朝・仙覚―鎌倉歌壇の研究―』(新典社、一九九九年)
- (五) 今関敏子氏『金槐和歌集』の時空―定家所伝本の配列構成―(和泉書院、二〇〇〇年)。なお、今関氏はこの著書の第二章第一節「背景と和歌」において、後述の五味文彦氏による「歴史学の方面からの見直し」について注目しているが、しかし同時に、「歴史学から新しい見解が提示されたからといって、必ずしも文学作品の捉え方を変えなければならないわけではない」との立場から、「歴史事実を尊重」する一方で、「文学研究に携わる者としては、ますます、作品の内部徴証の重要性、必要性を再認識せざるを得ない」と述べている。
- (六) 五味文彦氏「源実朝―將軍親裁の崩壊―」(同氏『増補吾妻鏡の方法 事実と神話にみる中世』吉川弘文館、二〇〇〇年)など。ほかに山本幸司氏『日本の歴史九 頼朝の天下草創』(講談社、二〇〇一年)、本郷和人氏『新・中世王権論 武門の覇者の系譜』(新人物往來社、二〇〇四年)、河内祥輔氏「朝廷と幕府体制の諸相」(『日本中世の朝廷・幕府体制』吉川弘文館、二〇〇七年)など。
- (七) 新訂増補国史大系『吾妻鏡』(吉川弘文館)を用いる。
- (八) 古代・中世の和歌が、近代短歌のように個人の内面を率直に表現する詩ではなく、掛詞・見立て・本歌取りなど、近代詩にはないさまざまな約束事・技法によって成り立っていることはいままでもない。しかし、どのように技巧を凝らした和歌であっても、三十一文字の中に作者の思い・心の内面が反映されていることもまた動かしがたい事実であろう。本稿は、実朝の和歌をこうした意味での心情告白・内面の吐露と捉え、論を進めていくことをとわっておきたい。
- (九) 峯村文人氏校注『新編日本古典文学全集四三 新古今和歌集』(小学館、一九九五年)を用いる。また、以下では『新古今』と略称する。
- (一〇) 『吾妻鏡』元久二年九月二日条
- (一一) 前注(二)の校注者樋口氏が、『日本古典文学全集四九 中世和歌集』(小学館、二〇〇〇年)の校注者井上宗雄氏は、実朝の五八〇歌の参考歌として、長明が「月前松風」という題で詠った『新古今』所収歌「ながむれば 千々にももの思ふ 月にまた

わが身ひとつの 峰の松風」〔秋歌〕部三九七歌〕を挙げている。ただ、長明は大江山千里の『古今和歌集』所収歌「月見ればちぢに物こそ かなしけれ わが身ひとつの 秋にはあらねど」〔秋歌〕部一九三歌〕を本歌としており、実朝が五八〇歌を詠む際に参考にしたのが長明の歌か判然としない。したがって、「瀬見の小川」の歌ほど明確に本歌と位置づけることはできないように思われる。なお、『古今和歌集』については小沢正夫氏・松田成穂氏校注『新編日本古典文学全集一 古今和歌集』（小学館、一九九四年）を用いる。また、以下では「古今」と略称する。

(二三) 俊成は『建仁元年千五百番歌合』において、「松島や 塩汲む海人の 秋の袖 月はもの思ふ ならひのみかは」〔新古今〕「秋歌」部四〇一歌〕を「殊によろし」、また「夜もすがら ひとりみ山の 槇の葉に 曇るも澄める 有明の月」〔新古今〕「雑歌」部一五二三歌〕を「ひとりみ山の 槇の葉に曇るも澄める」など、もつともよろし」と評したという。

(二四) 細野哲雄氏『鴨長明伝の周辺・方丈記』（笠間書院、一九七八年）

(二五) 菊池良一氏・村上光徳氏・坂口博規氏編『方丈記 無名抄』（双文社出版、一九八五年）

(二六) 『国歌大観』

(二七) 萩谷朴氏・谷山茂氏校注『日本古典文学大系七四 歌合集』（岩波書店、一九六五年）

(二八) 『吾妻鏡』 文治二年八月十五日条

(二九) 『明月記』 建暦元年八月廿五日条・九月八日条。また『吾妻鏡』 建暦元年九月十二日条によれば、忠信の勅勘を知って驚いた実朝は、さっそくこの日、内藤右馬允盛時を使節として上洛させたという。

(三〇) 『吾妻鏡』 建暦元年十月廿日条

(三一) 『吾妻鏡』 元久二年七月八日条

(三二) 『吾妻鏡』 元久二年八月十一日条

(三三) 「直被」仰出」の事例としては、ほかに建暦元年四月二日条の裁許がある。無論、『吾妻鏡』は編纂物であるから、原史料の性格やその扱い方により、記事の内容や表現は左右される。とはいえ、承元・建暦年間以降に「直」の例が多いということはそれなりの意味を持つていよう。

(三四) 『吾妻鏡』 承元三年五月十二日条

(三五) 『吾妻鏡』 承元三年十一月廿七日条

(三六) 『吾妻鏡』 建暦元年十二月廿日条

(三七) 『吾妻鏡』 承元四年六月十二日条

- (二八) 『吾妻鏡』 承元四年六月十三日条
- (二九) 『吾妻鏡』 建暦二年四月十八日条
- (三〇) 『吾妻鏡』 建保二年七月廿七日条。この日、大規模な洛慶供養の儀が執り行われた。
- (三一) 『吾妻鏡』 建久六年九月廿九日条
- (三二) 小島憲之氏・木下正俊氏・佐竹昭広氏校注・訳『萬葉集』（小学館、一九七一年）を用いる。
- (三三) 片野達郎氏・松野陽一氏校注『新日本古典文学大系一〇 千載和歌集』（岩波書店、一九九三年）を用いる。
- (三四) 渡部泰明氏「八大龍王雨やめたまへ―実朝の音」（『文学』二〇〇五年七月―八月号、岩波書店）
- (三五) 『吾妻鏡』 建暦三年十一月廿三日条